

## 【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

### 最近の認定支援機関関連の補助金について

#### 1. 概要

経営革新等認定支援機関の業務について、新たに関与が必要な業務が追加されましたので、その中でも比較的幅広く使えると思われる制度2つを紹介させていただきます。

#### 2. 事業承継補助金

##### (1) 制度概要

創業・事業承継補助金が今年度からスタートしています。創業補助金は従来からございましたので、今回は事業承継補助金に絞って解説します。

事業承継補助金は事業承継を行い、新たな事業を行う際に、その経費の3分の2を負担するものです。100万円以上200万円以内で、事業所の廃業等を伴う場合には最大500万円までとなります。

事業承継が進まないことが社会問題となっている中、事業承継の促進を意図するものです。

##### (2) 主な要件

代表者が変更していること

中小企業者であること

後継者が一定の経験がある、又は所定の研修を受けていること

地域経済に貢献していること

また、手続上、経営革新等認定支援機関の確認書が必要となるため、経営革新等認定支援機関の関与が必要となります。

##### (3) 具体的な募集について

初回募集は平成29年5月8日～同6月2日となっており、公的に具体的な事前の説明もありませんでした。また、平成27年4月1日以降に代表者変更をしているまたは、平成28年12月までに代表者変更予定の事業承継が対象となることから、結果的に変更していた、又は変更予定であった事業者が実質的には対象になると思われます。

ただし、二次募集等、何かしら追加の募集は有ると予想されるので、今回の募集要項を参考に次回応募を検討しておくという事は考えられます。



#### (4) 実際の利用について

新しい取組みが対象となりますが、列挙されている最後に「その他の新たな事業活動」とあるので、基本的には事業承継した会社なら何かあると思います。

つきましては、代表者変更を行った会社はぜひご検討いただければと思います。

また、事業承継をまだ考えているという場合にも、事前の計画から認定支援機関と相談して進めるのが良いでしょう。



### 3. 早期経営改善の取組み

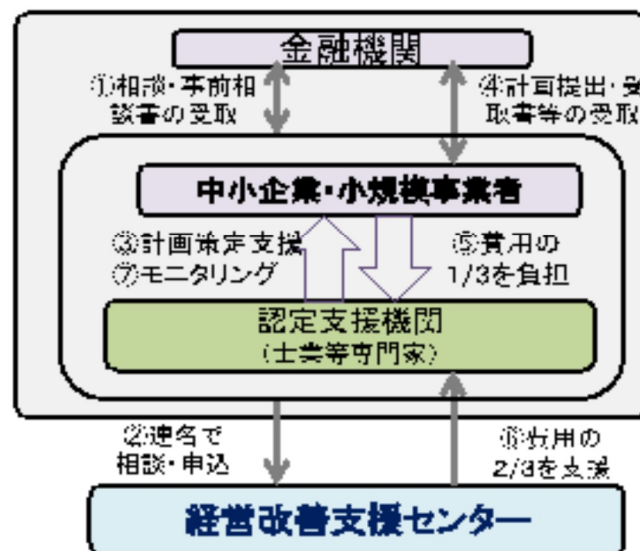
#### (1) 制度概要

従来より、事業再生関係の補助金や金融支援はありましたが、リスケジュール等、事業再生の段階に入ってしまうとやはり難しいところがあります。

そういった条件変更等に入る前に経営をチェックするのが望ましいですが、資金繰り等もしっかりしていない中小企業が多いのが実態です。

そういった、早期に経営のチェックや資金繰りの改善等を行う取組みを支援するものとして、取組みの経費の3分の2、最大20万円が補助されます。

#### (利用イメージ図)



出典：中小企業庁 HP 掲載パンフレット

## (2) 主な要件

事業計画を作成し、モニタリングを行う（最低でも直後の決算の一回）、金融機関に利用について事前に相談し、作った改善計画を提出した際に金融機関から受取書等を取得する。

経営改善支援センターに利用申請を行う。

中小企業再生支援協議会や経営改善支援センターの制度を既に受けていない。

なお、この制度も、経営革新等認定支援機関の関与が必要です。

## (3) 具体的な利用

計画のサンプルが中小企業庁のホームページにも掲載されていますが、日常的に事業計画を作成している人からすればかなり簡単な記載でも十分ということになります。

なお、借入金が無くても金融機関に相談できれば良いので、上記に該当しない会社は積極的に関与していただければと思います。

また、仮にリスク等をしていても上記のような利用がなければこの制度自体の利用は可能です。あとは、その際に作る計画がリスク等を行っているとして上記サンプルより煩雑になるので、その計画の内容と金額が金融機関・認定支援機関・会社で折り合うかということになります。

## 4. 最後に

認定支援機関の関与が必要な制度が拡充され、どの会社様も何かしら利用できる制度があるものと考えております。

そのような中で、認定支援機関についても見直しが検討されるなど、より実績のある認定支援機関の関与が求められています。

つきましては、現時点で顧問先の会計事務所が認定支援機関でない会社様などは、ぜひ一度ご連絡いただければと思います。

